改正後	改正前
様式第34の２～様式第34の５　［略］	**様式第34の２～様式第34の５**　［略］
様式第34の６（第49条の５関係） ［略］ 年　月　日 代表者　氏名　㊞ 殿 ［略］	**様式第34の６**（第49条の５関係） ［略］ 代表者　氏名　㊞ 殿 ［略］
様式第34の７（第49条の５関係） ［略］ 年　月　日 代表者　氏名　㊞ 殿 ［略］	**様式第34の７**（第49条の５関係） ［略］ 代表者　氏名　㊞ 殿 ［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る保安業務の方法等の特例） **第五十条**　第一号認定液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している認定対象消費者についての保安業務を行う保安機関に係る法第三十五条の九の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 一～五　［略］	（第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る保安業務の方法等の特例） **第五十条**　第一号認定液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している認定対象消費者についての保安業務を行う保安機関に係る法第三十五条の九の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 一～五　［略］
六　前四号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由によりこれらの号に規定する回数で保安業務を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上保安業務を行うことができる。	［新設］
様式第44（第81条関係） ［略］ １～４　［略］ （備考）１・２　［略］ ３　第81条の災害その他やむを得ない事由により経済産業大臣が定めた期間内に受ける場合にあっては、その旨を記載すること。 ４　前回の保安検査の検査年月日は、第81条第３項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。 ５　［略］	**様式第44**（第81条関係） ［略］ １～４　［略］ （備考）１・２　［略］ ３　第81条の災害その他やむを得ない事由により経済産業大臣又は都道府県知事が定めた期間内に受ける場合にあっては、その旨を記載すること。 ３　前回の保安検査の検査年月日は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条第２項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。 ４　［略］
様式第45（第81条関係） ［略］ （備考）１　［略］ ２　保安検査の検査年月日の欄には、第81条第３項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。	**様式第45**（第81条関係） ［略］ （備考）１　［略］ ２　保安検査の検査年月日の欄には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条第２項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。